

平成十九年十一月十三日受領  
答弁第一九一号

内閣衆質一六八第一九一号

平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国のミャンマーに対する制裁に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国のミャンマーに対する制裁に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成十九年十一月二日内閣衆質一六八第一四四号）四から六までについては、発言者が特定されておらず、発言の一部のみを取り上げたのではないかと思われる記事について、その具体的な内容が明らかではないとお答えしたものである。

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年十一月二日内閣衆質一六八第一四四号）四から六までについてで述べたとおりである。

三から五までについて

政府としては、ミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という）の民主化の遅れを懸念しており、ミャンマー政府に対して国際社会の声に耳を傾け、民主化に向け積極的に取り組むよう、引き続き働きかけていくことが適当であるとお答えしたものである。

長井健司氏死亡事件については、現在、政府として、事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還についてミャンマー政府に対する申入れを継続してい

るところであり、政府としては、引き続き我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めた上で、対応を検討していく考えである。